株　主　各　位

（証券コード 5444）
平成28年６月10日

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
大和工業株式會社
取締役社長　井　上　浩　行

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

先般の「熊本地震」により被災されました皆様に対しましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年６月28日（火）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月29日（水曜日）　午前10時
２．場　　所　兵庫県姫路市大津区吉美380番地　当社やまとホール
３．目的事項
報告事項　１．第97期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第97期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件
第６号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4．議決権の行使についてのご案内

(1)書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月28日（火）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2)インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合は、３～５頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成28年６月28日（火）午後５時までに行使してください。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5．インターネット開示についてのご案内

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（下記ＵＲＬ）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の「連結注記表」

(2) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト　(http://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/shm.html)

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト（上記ＵＲＬ）において掲載することによりお知らせいたします。

当日は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、携帯電話（スマートフォンを含む。以下同じ。）を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕　http://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、平成28年６月28日（火）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（1）パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a).ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b).PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※ Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ．ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

（2）携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo!ケータイ

※ｉモードは株式会社ＮＴＴドコモ、EZwebはＫＤＤＩ株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

（2）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

6．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

【添付書類】

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の事業の現況

（１）事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は、中国をはじめとした新興国での景気減速が強まったものの、米国や欧州などの先進国では堅調に推移し、全体としては緩やかな成長に留まりました。

わが国経済は、個人消費や民間設備投資などに力強さを欠くものの、政府の経済・金融政策などにより雇用や所得環境が改善するなど緩やかな景気回復基調で推移しました。

このような状況のなか、当社グループの経営環境は、昨年12月まではスクラップ価格下落の影響で増益効果はあったものの、総じて需要の盛り上がりには欠け、また中国からの安価な鉄鋼製品・半製品の輸出の影響を受けた１年となりました。

国内鉄鋼事業におきましては、中国の景気減速の影響等から設備投資は停滞し、鋼材需要は全体として盛り上がりに欠ける状況が続きました。そのようななか、当社は引き続き実需に見合う生産・販売に努めた結果、鋼材の販売数量は前年度を下回り前期比減収となったものの、営業利益は前期比増益となりました。一方、造船所向けの船尾骨材等につきましては、数量・価格とも厳しい状況が続いております。

連結子会社を有する韓国、タイ国、また持分法適用関連会社を有する米国、バーレーン王国、サウジアラビア王国におきましては、いずれも昨年１月～12月の業績が当連結会計年度に反映されます。

韓国鉄鋼事業では、昨年半ばからアパート建設が上向いた影響で鉄筋需要が回復してきたため、通期の営業利益ではほぼ収支均衡の水準となりました。この鉄筋需要の先行きには不透明な面があり、また、中国からの安価な輸入材の影響など不安要素もありますが、以前に比べ業況に少し明るさが出てきております。なお、当該事業では当第４四半期において、一部業務のアウトソーシング化を図ることに伴い、早期希望退職者を募りました。これにより、一層の業務の効率化とコスト競争力強化に努めております。

タイ国鉄鋼事業では、景気回復が進まないなか、民間投資の伸びの鈍化から鋼材需要と鉄鋼製品価格の低迷が続いております。また、東南アジア市場では引き続き中国からの安価な鉄鋼製品・半製品流入がもたらした市況の低迷の影響を受け、前期比で大幅な減収となり、営業利益も減益となっております。

米国の持分法適用関連会社につきましては、スクラップ価格下落の影響も受け、一定の収益を確保しております。

バーレーン王国の持分法適用関連会社スルブカンパニーBSC(ｃ)では、石油価格下落により中東地域での新規投資および公共事業が減少し、形鋼需要が落ち込んでいることや、中国等からの安価な鉄鋼製品・半製品の流入が、最終製品だけでなく中間材のDRI・半製品の販売にも悪影響を及ぼしていることから、生産量・販売量が伸び悩み、また販売価格も著しく下落し、赤字計上を余儀なくされました。

以上の結果、当期の連結売上高は1,509億78百万円（前期比19.5％減）となり、連結経常利益は267億47百万円（前期比18.0％増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、当第４四半期に韓国鉄鋼事業において、早期希望退職者に対する特別退職金８億73百万円（特別損失）を計上したこと、第２四半期に米国子会社で法人税等還付税額10億27百万円（税金費用のマイナス）を計上したこと等を反映した結果、148億84百万円（前期比11.3％増）となりました。

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

・鉄鋼事業(日本)

中国の景気減速の影響等から設備投資は停滞し、鋼材需要は全体として盛り上がりに欠ける状況が続きました。そのようななか、当社は引き続き実需に見合う生産・販売に努めました。また、造船所向けの船尾骨材等につきましては、数量・価格とも厳しい状況が続いております。以上により、売上高につきましては407億62百万円（前期比14.4％減）となりました。

・鉄鋼事業(韓国)

昨年半ばからアパート建設が上向いた影響で業況回復の兆しは見られたものの、主に販売価格の低下により、売上高につきましては445億36百万円（前期比19.4％減）となりました。

・鉄鋼事業(タイ国)

景気回復が進まないなか、民間投資の伸びの鈍化から鋼材需要と鉄鋼製品価格の低迷が続いております。また、東南アジア市場では引き続き中国からの安価な鉄鋼製品・半製品流入がもたらした市況の低迷の影響を受けております。以上により、売上高につきましては597億90百万円（前期比23.1％減）となりました。

・軌道用品事業

売上高につきましては、56億23百万円（前期比14.5％減）となりました。

・その他

その他には、運送、医療廃棄物処理および不動産事業等をセグメントとして分類しており、売上高につきましては２億66百万円（前期比2.2％増）となりました。

（2）対処すべき課題

中国による安価な鉄鋼製品・半製品の輸出が、世界の鉄鋼市況を低迷させております。また、中国における鉄鋼製品の生産能力削減が報じられておりますが、単なる報道に過ぎず、中国による供給過剰状態はグローバルに事業を展開する当社グループに多大なる悪影響を及ぼし続けます。これに加え、石油価格の低迷が続けば、中東での需要面では大きなマイナス要因が続くことになります。

そのような状況のもと、需要回復の気運が高まらないなかで、今年に入りスクラップ価格は上昇局面に入っており、製品価格に反映すべく努力をしておりますが、総じて厳しい状況になることが予想されます。

この厳しい経営環境に対処するために、国内外の各事業において、生産設備の更新、拡充等により生産性の向上と原価低減を図り、また顧客重視による受注の確保、営業販売努力に努め、当社グループとしてさらなる収益の向上を目指してまいります。

当社グループは、持株会社体制のもと、社会に貢献できる可能性をあらゆる角度から検討し、傘下の事業会社のそれぞれの特性と機能を活かし、活力と調和のとれたグループ経営を推し進めるとともに、世界市場をターゲットとした事業を展開してまいります。

当社グループは、社会的公正性の実現や環境への配慮を経営のなかに組み込んでいくことが、企業における最も基本的なＣＳＲ活動であると認識しており、「モノづくり」を経営基軸とし、安全で品質のよい製品の提供により、世界的規模で社会に貢献し、また環境に優しい循環型企業として、環境保全への配慮に重点を置いた事業活動を行ってまいります。

また、企業経営および財務状況の透明性を高めるため、内部統制システムの一層の充実により、ガバナンス体制の強化を図り、当社グループの永続的発展を目指すとともに、社会から評価される企業集団であり続けるように努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも格別のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

（3）売上高

セグメント別の売上高

区　分	売 上 高（百万円）	構成比（%）	前 期 比（%）
鉄 鋼 事 業（日本）	40,762	27.0	△14.4
鉄 鋼 事 業（韓国）	44,536	29.5	△19.4
鉄 鋼 事 業（タイ国）	59,790	39.6	△23.1
軌 道 用 品 事 業	5,623	3.7	△14.5
そ の 他	266	0.2	2.2
合 計	150,978	100.0	△19.5

（4）設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額3,636百万円の設備投資を行いました。

（5）資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

（6）財産および損益の状況の推移

区　　分	第94期 （平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで）	第95期 （平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで）	第96期 （平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）	第97期 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）
売　上　高	158,923百万円	193,630百万円	187,451百万円	150,978百万円
経　常　利　益	13,531百万円	19,691百万円	22,663百万円	26,747百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	7,681百万円	9,532百万円	13,377百万円	14,884百万円
1株当たり当期純利益	112円82銭	139円79銭	196円40銭	221円80銭
総　資　産	256,006百万円	310,236百万円	351,952百万円	346,698百万円
純　資　産	211,949百万円	259,682百万円	304,622百万円	307,857百万円

（注）1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

2．企業集団の現況（平成28年3月31日現在）

（1）主要な事業セグメント

区　　分	主　要　製　品　名
鉄鋼事業（日本）	H形鋼、溝形鋼、Ｉ形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、エレベータガイドレール、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工
鉄鋼事業（韓国）	棒鋼
鉄鋼事業（タイ国）	H形鋼、溝形鋼、Ｉ形鋼、鋼矢板
軌道用品事業	分岐器類、伸縮継目、ＮＥＷクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイプレート類、ボルト類

（2）主要な営業所および工場

（当社）

名　　称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	―――

（連結子会社および持分法適用関連会社）

名　　称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区）
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区） 九州営業所（福岡市博多区）
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	―――
ワイケー・スチール コーポレーション	韓　国	―――
ヤマトコウギョウ アメリカ・インク	米　国	―――
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー） コーポレーション	米　国	―――
ヤマトホールディング コーポレーション	米　国	―――
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	タイ国	―――
ニューコア・ヤマト・ スチールカンパニー	米　国	―――
アーカンソー・スチール・ アソシエイツLLC	米　国	―――
スルブカンパニーＢＳＣ（ｃ）	バーレーン王国	―――
ユナイテッド・スチールカンパニー （“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	バーレーン王国	―――
ユナイテッド・スルブカンパニー （“サウジスルブ”）LLC	サウジアラビア 王国	―――

（3）主要な借入先

名　　称	借　入　先	借　入　額
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	株式会社みずほ銀行	400,000千バーツ
	株式会社三井住友銀行	100,000千バーツ

（注）1．サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッドは、当社の連結子会社であります。
2．当社（大和工業株式会社）は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関３社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

（4）重要な子会社の状況

（子会社）

名　　称	資本金または出資金	当社の議決権比率（間接所有を含む）	主　要　な　事　業　内　容
ヤマトホールディングコーポレーション	46千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（25.00%）
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニーへの投資（24.00%） 合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツＬＬＣへの投資（50.00%） ワイケー・スチールコーポレーションへの投資（75.00%）
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレーションの統括
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,937百万ウォン	100.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	64.18%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
大和商事株式会社	38百万円	64.94%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に関する事業

（注）「主要な事業内容」の（　）内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

（関連会社）

名　　称	資本金または出資金	当社の議決権比率（間接所有を含む）	主 要 な 事 業 内 容
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
スルブカンパニーBSC（c）	705百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ユナイテッド・スチールカンパニー（“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	75百万米ドル	49.00%	合弁会社ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLCへの投資
ユナイテッド・スルブカンパニー（“サウジスルブ”）LLC	206百万サウジアラビアリアル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業

（当事業年度末日における特定完全子会社）

名　　称	住　　所	帳 簿 価 額 の 合 計 額	当 社 の 総 資 産 額
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市大津区吉美380番地	17,967百万円	89,374百万円

（5）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減
1,643名	128名減

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
35名	3名増	36.4歳	8.7年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

3．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　171,257,770株

（2）発行済株式の総数　67,670,000株（内、自己株式4,390株）

（3）株主数　3,268名

（4）大株主の状況（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
井　上　浩　行	7,555千株	11.17%
井上不動産有限会社	5,592千株	8.27%
三井物産株式会社	4,573千株	6.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,837千株	4.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	2,608千株	3.86%
住友商事株式会社	2,461千株	3.64%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,426千株	3.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,359千株	3.49%
井　上　喜　美　子	1,739千株	2.57%
株式会社みずほ銀行	1,675千株	2.48%

（注）持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

4．会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
井　上　浩　行	取締役社長（代表取締役）	井上不動産有限会社　代表取締役社長
梶　原　一　美	専務取締役（代表取締役）	
吉　田　隆　文	常務取締役　経営企画担当	
小　林　幹　生	常務取締役　事業開発担当	
河　田　繁　夫	取締役相談役	
鳥　谷　良　則	取締役　技術統括担当	
中　矢　憲　護	取締役　総務部長兼内部統制・内部監査担当	
森　川　善　男	取締役	大和軌道製造株式会社　代表取締役社長
小　畑　克　正	取締役	ヤマトスチール株式会社　代表取締役社長
ダムリ・タンシェヴァヴォン	取締役	タイ・エアーウェイズ・インターナショナル・パブリックカンパニーリミテッド 社外取締役
安　福　武之助	取締役	株式会社神戸酒心館　代表取締役社長
福　原　久　和	常勤監査役	
塚　田　玉　樹	常勤監査役	
澤　田　　恒	監査役	弁護士　神姫バス株式会社　社外監査役

（注）１．監査役塚田玉樹および監査役澤田恒の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．監査役澤田恒氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
３．平成27年６月26日開催の第96回定時株主総会において、中矢憲護、小畑克正、安福武之助、小椋昭夫の４氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
４．監査役福原久和氏は、当社の経営企画部に長年在籍し、決算ならびに財務諸表等の作成を統括していたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役塚田玉樹氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．取締役小椋昭夫氏は、平成27年８月１日逝去により退任いたしました。
７．社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、第96回定時株主総会にて社外取締役小椋昭夫氏を選任しましたが、逝去により退任したため、同氏と同様に取締役会などにおいて幅広い経験と知見により経営全般に対し有用な意見、助言をいただける社外取締役を各種の方法により探してまいりました。その結果、今般適任者を得ることができましたので、平成28年６月29日開催予定の第97回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は安福武之助氏、福原久和氏、塚田玉樹氏および澤田恒氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

また、当社は平成27年８月１日逝去により退任いたしました社外取締役の小椋昭夫氏との間でも、同内容の契約を締結しておりました。

（3）会社役員に対する報酬等

（単位：千円）

区　　分	取　締　役		監　査　役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款または株主総会決議に基づく報酬等	10	283,382	3	71,911	13	355,294

（注）支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した76,842千円（取締役８名に対し、58,101千円、監査役３名に対し18,741千円）を含めて記載しております。

（4）社外役員に関する事項

①　重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

取締役を退任した小椋昭夫氏は、バンドー化学株式会社の相談役を兼任しておりました。なお当社とバンドー化学株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。

監査役澤田恒氏は、神姫バス株式会社の社外監査役を兼任しております。なお当社と神姫バス株式会社の間には重要な取引その他の関係はありません。

②　社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	出席の状況（出席回数）	主な活動状況
社外取締役	小 椋 昭 夫	取締役会　2　回	就任から平成27年８月１日に退任するまでに開催された取締役会には、２回中２回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行っておりました。
社外監査役	塚 田 玉 樹	取締役会　14　回 監査役会　15　回	金融関係業務全般についての知識と豊富な経験に基づき、取締役会および監査役会において発言を行っております。
	澤 田　　恒	取締役会　13　回 監査役会　15　回	弁護士として企業法務に通じており、その豊富な経験に基づき、取締役会および監査役会において発言を行っております。

（注）当事業年度における取締役会の開催回数は14回、監査役会の開催回数は15回であります。

③　社外役員に対する報酬等の総額

	支給人員	支　給　額
社外役員の報酬等の総額	3	47,864千円

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

ＰｗＣあらた監査法人

（注）あらた監査法人は、平成27年７月１日をもって、名称をＰｗＣあらた監査法人に変更しております。

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	36,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	378千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,378千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

当社子会社が、ＰｗＣあらた監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

（４）子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、ＰｗＣあらた監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

（５）会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、当該期の会計監査人の報酬額については、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（６）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。

② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。

③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

② 不測の事態が発生した場合には、総務担当役員を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

（5）使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。担当役員をトップとする内部統制室および内部監査室（以下「内部監査部門」という）を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。

② 内部監査部門は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

③ 内部監査部門担当役員は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

④　法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
⑤　監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べることができるものとする。
⑥　財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

（6）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。

経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るため、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

②　内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査部門に報告し、内部監査部門担当役員は直ちに監査役に報告を行うとともに、子会社に対して意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
③　リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

（7）監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
②　監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

（8）当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

①　当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

（1）取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を14回、経営会議を７回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

（2）コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

（3）リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

（4）グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

（5）監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査部門との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

（注）本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**162,586**	**流動負債**	**23,131**
現金及び預金	112,455	支払手形及び買掛金	10,350
受取手形及び売掛金	21,432	短期借入金	1,675
商品及び製品	9,769	未払金	4,242
仕掛品	407	未払法人税等	1,282
原材料及び貯蔵品	15,773	賞与引当金	507
その他	2,761	その他	5,073
貸倒引当金	△12	**固定負債**	**15,709**
固定資産	**184,112**	繰延税金負債	11,592
有形固定資産	**61,784**	役員退職慰労引当金	1,409
建物及び構築物	13,917	退職給付に係る負債	2,648
機械装置及び運搬具	28,812	その他	59
工具、器具及び備品	195		
土地	16,949	**負債合計**	**38,841**
建設仮勘定	1,886	**（純資産の部）**	
その他	24	**株主資本**	**259,632**
無形固定資産	**1,628**	資本金	7,996
のれん	1,258	資本剰余金	—
その他	369	利益剰余金	251,941
投資その他の資産	**120,699**	自己株式	△306
投資有価証券	47,229	**その他の包括利益累計額**	**28,917**
出資金	52,029	その他有価証券評価差額金	3,414
関係会社長期貸付金	6,568	為替換算調整勘定	25,642
長期預金	12,105	退職給付に係る調整累計額	△139
退職給付に係る資産	2,055	**非支配株主持分**	**19,306**
その他	927		
貸倒引当金	△216	**純資産合計**	**307,857**
資産合計	**346,698**	**負債純資産合計**	**346,698**

連結損益計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		150,978
売上原価		127,029
売上総利益		**23,949**
販売費及び一般管理費		12,733
営業利益		**11,215**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,838	
持分法による投資利益	13,461	
デリバティブ評価益	190	
その他	832	16,323
営業外費用		
支払利息	149	
為替差損	539	
その他	103	792
経常利益		**26,747**
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	109	123
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	175	
投資有価証券売却損	82	
関係会社株式売却損	530	
貸倒引当金繰入額	6	
特別退職金	873	
その他	13	1,681
税金等調整前当期純利益		**25,189**
法人税、住民税及び事業税	9,029	
法人税等還付税額	△1,027	
法人税等調整額	613	8,615
当期純利益		**16,573**
非支配株主に帰属する当期純利益		1,689
親会社株主に帰属する当期純利益		**14,884**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年４月１日残高	7,996	92	242,556	△719	249,925
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,676		△2,676
親会社株主に帰属する当期純利益			14,884		14,884
自己株式の取得		△92	△117	△2,291	△2,501
自己株式の消却			△2,704	2,704	―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△92	9,385	413	9,706
平成28年３月31日残高	7,996	―	251,941	△306	259,632

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年４月１日残高	4,192	30,228	386	34,807	19,888	304,622
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,676
親会社株主に帰属する当期純利益						14,884
自己株式の取得						△2,501
自己株式の消却						―
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△778	△4,585	△525	△5,889	△582	△6,471
連結会計年度中の変動額合計	△778	△4,585	△525	△5,889	△582	3,234
平成28年３月31日残高	3,414	25,642	△139	28,917	19,306	307,857

貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,235**	**流動負債**	**14,145**
現金及び預金	442	関係会社短期借入金	13,470
売掛金	522	未払金	18
未収入金	1,157	未払費用	108
繰延税金資産	23	未払法人税等	485
その他	88	賞与引当金	40
貸倒引当金	△0	その他	23
		固定負債	**1,883**
固定資産	**87,139**	繰延税金負債	788
有形固定資産	**1,748**	退職給付引当金	72
建物	505	役員退職慰労引当金	1,021
構築物	19		
機械及び装置	20	**負債合計**	**16,029**
車両及び運搬具	11	**（純資産の部）**	
工具、器具及び備品	11	**株主資本**	**70,110**
土地	1,171	資本金	7,996
その他	8	利益剰余金	62,126
無形固定資産	**5**	利益準備金	1,999
投資その他の資産	**85,385**	その他利益剰余金	60,127
投資有価証券	6,939	別途積立金	26,090
関係会社株式	71,400	繰越利益剰余金	34,037
関係会社長期貸付金	6,350	自己株式	△12
前払年金費用	213	**評価・換算差額等**	**3,234**
その他	557	その他有価証券評価差額金	3,234
貸倒引当金	△75	**純資産合計**	**73,345**
資産合計	**89,374**	**負債純資産合計**	**89,374**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営　業　収　益		16,858
営　業　費　用		
販売費及び一般管理費		1,432
営　業　利　益		**15,426**
営　業　外　収　益		
受取利息及び受取配当金	445	
そ　の　他	59	505
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	55	
為　替　差　損	366	
そ　の　他	43	466
経　常　利　益		**15,465**
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	109	109
特　別　損　失		
投資有価証券売却損	82	
関係会社株式売却損	477	559
税引前当期純利益		**15,015**
法人税、住民税及び事業税	309	
法　人　税　等　調　整　額	△95	213
当　期　純　利　益		**14,802**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
			別途積立金	繰越利益剰余金	
平成27年４月１日残高	7,996	1,999	26,090	28,005	56,094
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△2,734	△2,734
当期純利益				14,802	14,802
自己株式の取得					
自己株式の消却				△6,036	△6,036
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	―	―	―	6,031	6,031
平成28年３月31日残高	7,996	1,999	26,090	34,037	62,126

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日残高	△2,437	61,653	4,026	4,026	65,680
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,734			△2,734
当期純利益		14,802			14,802
自己株式の取得	△3,610	△3,610			△3,610
自己株式の消却	6,036	―			―
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△791	△791	△791
事業年度中の変動額合計	2,425	8,457	△791	△791	7,665
平成28年３月31日残高	△12	70,110	3,234	3,234	73,345

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成 28 年 5 月 16 日

大　和　工　業　株　式　会　社
取　締　役　会　　御　中

ＰｗＣ　あ　ら　た　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　川　浩　司　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　濱　　滋　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大和工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 16 日

大和工業株式会社
取締役会　御中

PwC あらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　西川浩司　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　高濱　滋　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大和工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　　査　　報　　告　　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＰｗＣあらた監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及びＰｗＣあらた監査法人から受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平 成 28 年 5 月 18 日

大和工業株式会社　監査役会

常勤監査役	福　原　久　和　㊞
常勤監査役（社外監査役）	塚　田　玉　樹　㊞
監　査　役（社外監査役）	澤　田　　恒　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金25円　　総額1,691,640,250円
（年間配当金は、１株につき中間配当20円を含め、合計45円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

（１）提案の理由

法令で定める監査役の員数を欠いた場合に備え、定款第28条に補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、定款第29条において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第28条（監査役の選任） （条文省略）	第28条（監査役の選任） （現行通り）
（新設）	２．当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	３．前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
第29条（監査役の任期） （条文省略）	第29条（監査役の任期） （現行通り）
２．補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。	２．補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第３号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役梶原一美、吉田隆文、小林幹生、河田繁夫の４氏は任期満了となります。つきましては、経営の透明性確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役１名を増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かじはら　かずみ 梶　原　一　美 （昭和25年３月11日生） 【再　任】	昭和47年４月　当社入社 平成11年７月　当社経理部長 平成13年９月　当社経理部長兼システム管理部長 平成14年３月　ヤマトコウギョウアメリカ・インク取締役社長 平成14年６月　当社取締役経理部長兼システム管理部長 平成15年10月　当社取締役経営企画部長兼システム管理部長 平成16年６月　当社常務取締役経営企画・海外事業・システム管理担当 平成17年11月　当社常務取締役経営企画・システム管理担当 平成20年６月　当社代表取締役専務取締役 現在に至る	8,700株
	【取締役候補者とした理由】 梶原一美氏は、平成20年６月から当社代表取締役専務取締役を務めており、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>よ し だ　たかふみ
吉　田　隆　文
（昭和30年３月25日生）

【再　任】</td><td>平成９年12月　㈱日本興業銀行ソウル駐在員事務所首席駐在員
平成14年４月　㈱みずほコーポレート銀行金融法人第二部次長
平成16年３月　当社総務部参与
ワイケー・スチールコーポレーション専務理事経営支援本部長
平成18年４月　当社事業開発部長
平成18年６月　当社取締役事業開発部長
平成19年６月　当社取締役経営企画部長
平成20年６月　当社常務取締役経営企画・内部統制担当
平成27年12月　当社常務取締役経営企画担当
現在に至る</td><td>4,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
吉田隆文氏は、経営企画および財務に関する豊富な経験と知識を有しており、最高財務責任者ならびに経営企画担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>こばやし　みきお
小　林　幹　生
（昭和32年２月５日生）

【再　任】</td><td>平成20年４月　三井物産㈱米州本部　鉄鋼製品ディビジョナルオペレーティングオフィサー
平成21年10月　三井物産㈱鉄鋼海外事業部長
平成24年４月　当社事業開発部長
平成24年６月　当社常務取締役事業開発担当
現在に至る</td><td>700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
小林幹生氏は、国内外の事業開発に関する豊富な経験と知識を有しており、事業開発担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	かわた　しげお 河田繁夫 (昭和９年12月16日生) 【再　任】	昭和33年３月　当社入社 昭和54年１月　当社取締役経理部長 昭和57年１月　当社常務取締役経理担当 昭和57年７月　当社常務取締役総務・経理・労務・電算統括 昭和62年１月　ヤマトホールディングコーポレーション取締役社長 平成元年７月　当社専務取締役総務・経理・労務・電算統括 平成５年６月　当社代表取締役専務取締役総務・経理・人事・電算統括 平成９年２月　当社代表取締役専務取締役総務・人事・経理・システム管理・安全衛生管理統括 平成14年６月　当社取締役相談役 現在に至る 平成25年12月　大和商事㈱代表取締役社長	27,100株
	【取締役候補者とした理由】 河田繁夫氏は、当社の取締役としてこれまでに培った経営全般に関する知識と経験により、強いリーダーシップを発揮しており、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社がグローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値向上を目指すにあたり、業務執行を行う適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>あかまつ　きよしげ
赤　松　清　茂
(昭和23年８月26日生)
【新　任】
【社　外】</td><td>平成16年６月　朝日工業㈱取締役副社長
平成17年４月　朝日工業㈱代表取締役副社長
平成18年１月　朝日工業㈱代表取締役社長
平成27年６月　朝日工業㈱相談役
現在に至る</td><td>０株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由】
赤松清茂氏は、長年にわたり朝日工業株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．赤松清茂氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、38～39ページに記載しております。

３．当社は、赤松清茂氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役塚田玉樹氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

今回選任されます監査役の任期は、当社現行定款第29条第2項の定めに従い、任期満了前に退任した監査役の任期の満了すべき時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
よねざわ　かずみ 米　澤　和　己 （昭和38年９月７日生） 【新　任】 【社　外】	平成23年４月　㈱三井住友銀行 兵庫法人営業部部長 平成25年４月　㈱三井住友銀行 神戸法人営業第二部部長 平成28年４月　㈱三井住友銀行 監査部　上席考査役 現在に至る	０株
【社外監査役候補者とした理由】 米澤和己氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験を有しており、金融の専門家としての幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．米澤和己氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、38～39ページに記載しております。

３．当社は、米澤和己氏の選任が承認された場合、同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
なかじょう　みきお 中　上　幹　雄 (昭和38年３月19日生) 【新　任】 【社　外】	平成10年４月　弁護士登録、澤田・菊井法律事務所 （現 澤田・中上法律事務所）入所 平成17年４月　澤田・中上法律事務所パートナー弁護士 現在に至る 平成22年６月　西芝電機㈱社外監査役 現在に至る 平成23年６月　グローリー㈱社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士 西芝電機㈱社外監査役 グローリー㈱社外監査役	０株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 中上幹雄氏は、弁護士としての専門的知識・経験を当社の監査に反映していただくため、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。		

（注）１．候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

２．中上幹雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、38～39ページに記載しております。

３．当社は、中上幹雄氏が社外監査役に就任した場合、同氏と会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。

（ご参考）

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注１）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
② 当社グループを主要な取引先とする者（注２）またはその業務執行者
③ 当社グループの主要な取引先（注３）またはその業務執行者
④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注５）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注６）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑧ 当社グループの主要株主（注７）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
⑪ 過去３年間において上記②から⑩に該当していた者
⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注８）に限る）の近親者等（注９）
⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注）１．業務執行者とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む

２．当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の２％を超える者

３．当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の２％を超える者

４．多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間１千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２％を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

５．一定額を超える寄附または助成とは、過去３事業年度の平均で年間１千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の２％のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう

６．主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の２％を超える金融機関または債権者をいう

７．主要株主とは、議決権保有割合10％以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう

８．重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

９．近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

第６号議案　退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年８月１日に取締役を退任されました小椋昭夫氏および本総会終結の時をもって監査役を辞任されます塚田玉樹氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額は以下のとおりでありますが、贈呈の時期および方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることに、ご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	金　　額
おぐら　あきお 小　椋　昭　夫	平成27年６月　当社社外取締役 平成27年８月　逝去により取締役退任	1,000千円
つかだ　たまき 塚　田　玉　樹	平成19年６月　当社社外監査役 現在に至る	30,371千円

以　上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内略図

兵庫県姫路市大津区吉美380番地
当社やまとホール

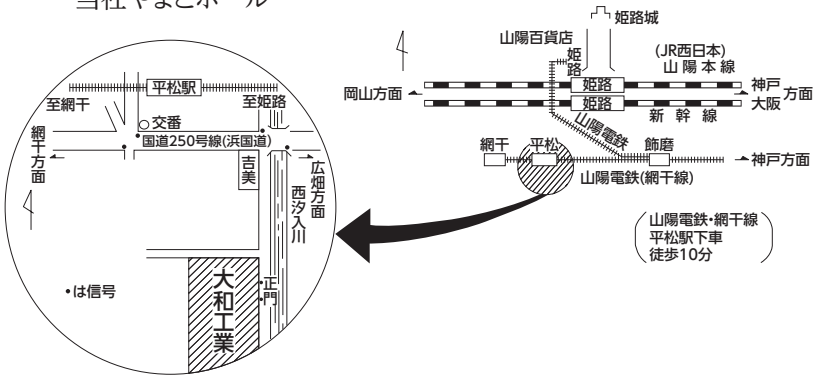

この用紙は再生紙を使用しております。